

ID: 139

担当部署: 健幸いきいき部 健康推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市休日急患診療所設置条例 第7条第1項		
例規番号	昭和50年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料等)</p> <p>第7条 診療所において診療を受けた者は、使用料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。</p> <p>3 市長は、診療又は予防接種を受けた者から、必要に応じて、薬剤容器料その他の実費を徴することができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、市長は、特別な事情があると認めるときは、使用料又は実費の全部又は一部を免除することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 健幸いきいき部 健康推進課

処分の概要	利用承認の取消し		
例規名 根拠条項	東大和市立保健センター条例 第10条		
例規番号	昭和59年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (利用承認の取消し)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保健センターの施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 利用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により、保健センターの施設が利用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日